多文化社会をどうとらえるか



藤井 毅 東京外国語大学総合国際学研究院教授

はじめに:多言語多文化社会は、やってくるものなのか

数年前のことである。たまたま入った書店の棚に『多言語社会がやってきた』(1) と題した本を見いだし、ちょっとした違和感を覚えながらも手に取ったことがあった。改めて思い返してみると、そのときの違和感とは、本の内容によってa き立てられたのではなく、書名自体が伝えようとしていたメッセージによってもたらされたものだった。

この本が刊行されるに至る日本の社会状況については、容易に想像がつく。1980年代からバブル崩壊にいたる時期には、イランやパーキスターン、それにバングラデシュからやってきた人々が、かなりの数で定着していたし、90年の出入国管理及び難民認定法の改正以降は、南米より多くの日系人が来訪し定住するようになっていた。そうした人々は、それまでの日本社会が接する機会を持たなかった異文化、わけても「異言語」を背負ってきたのである。その限りでは、確かに、多言語多文化は、外からやってきたのだった。その延長線上で、世界各地の多言語多文化状況に関心が向いていったのは、十分に理解できるものである。しかしながら、多言語社会や多文化社会が、やってくるという前提と立論が妥当

⁽¹⁾ 河原俊昭・山本忠行編, 2004, 『多言語社会がやってきた:世界の言語政策Q&A』くろしお出版.

性を持つのは、いったい、どのような状況下においてなのであろうか。違和感を そのままに放置しないためにも、少し考えてみよう。

まず、日本社会が多言語多文化を内包していなかったわけではないのは、アイヌ民族をはじめとする北方諸民族や、在日朝鮮人・韓国人・中国人の存在に目を向ければおのずと明らかであろう。ただし、それが、マジョリティーのなかで、多言語多文化という文脈で意識化されることも、制度化されることもなかったのである。

アジア各地の多言語多文化を経験するのも、何も最近に始まったものではない。 歴史をさかのぼれば、朝鮮半島と台湾の植民地化、中国大陸と東南アジア地域へ の進出によって、多くの人々が、多言語多文化社会に身を置いていたことは、紛 れもない事実である。そうした人々が見たアジア各地の多言語多文化状況は、果 たして、どのように意識化されていたのだろうか。戦後、日本の国際社会への復 帰とともに、再びアジアとかかわるようになったとき、戦前の経験と記憶は忘却 されてしまったのであろうか。それとも、何らかの形で継承され、変容しつつも 今日に至ったのであろうか。こうした問いかけは、今日の状況をただ単に新奇な ものとしないためにも考究する必要がある。

考えてみれば、明治から昭和前期にかけて、日本は、海外への移民送り出し国として、他国の社会に異文化を持ち込む主体として存在していたのではなかったか。確かに日本社会にポルトガル・ブラジル語話者が増大したことは、新現象であり、かつて経験したことがなかったものであるかもしれない。しかしながら、それを南米に渡った日系移民の歴史体験と切り離して考えてしまうと、日本社会が他者により一方的に変容を強いられているという見方を暗黙のうちに容認してしまうことになってしまうのではないか。

そもそも、海外よりの来訪定着者を到来時期の新旧によって分かつことにも限界があり、わけても、70年代中葉以降の来訪者をニューカマーとして一括りにすることには、かなりの無理が伴おう。難民、不法滞在者、合法的労働者、研修生など、その背景と属性は、あまりにも多様であり、来訪と定着の過程も一様ではないからである。

こうしてみると、「多言語多文化社会がやってきた」という状況分析は、近現代日本がたどってきた歴史に触れずして、日本社会をあくまでも他者により影響を受けるだけの受動体としてとらえていることがわかろう。そこでは、他者に働きかける主体としての認識、あるいは、相互に影響を及ぼしあう存在という見方は、明らかに欠落している。その空白部に、「日本社会本来の姿が、外よりの影

響で変わっていってしまう」という見方が入り込み繁茂するのは、容易なことである。

現在の日本において、多言語多文化社会を語り、考えることは、日本の歴史経験を振り返りつつ、世界との関係を通して再度日本に目を向け、いかなる社会を構築してゆくのかを考える作業にほかならない。このことを理解すれば、現在、地球上の各地で起こっている現象は、決して奇異で異質なものでもなければ、かかわりのないものでもないことが理解できよう。個々の情報の洗練は、その先に待ち構えている。

1 「外国につながる子どもたち」という枠組みの洗練のために

世界の多言語多文化状況にかかわる情報をいかに洗練していくのかを考えるために、ここでは、「外国につながる子どもたち」という枠組みに検討を加えてみよう。この枠組みは、日本と異なる外国の異文化を背負った、あるいは、その影響を受ける環境に置かれた子どもたちが、日本社会において経験するであろう文化価値や慣習との摩擦や衝突を、相互理解を通して軽減回避していこうとする動きのなかで提示されたものであろう。その限りにおいて、教育の現場から立ち現れてきた極めて真摯な取り組みであることには、何の疑いもない。

しかしながら、ここにいくつかの認識上の落とし穴が存在していることは否めない。そのひとつは、個々人を国家への帰属に基づき、その属性を単一の文化指標によって判断しようとしてしまうことである。言い換えれば、そこでは、国家は、単一の文化と言語を持つものとして語られてしまうのである。例えば、それは、中国籍の人は、中国文化を背負っており、中国語(北京官話)を話す、ベトナム国籍の人は、ベトナム文化を自らに体現し、一様にベトナム語を話す、インドネシア国籍の人は、みな、インドネシア文化を自然に受け入れ、インドネシア語で対応できる、フィリピン国籍の人は、みなフィリピン文化を背負い、フィリピン語で会話しているという単純化である。

これは、日本国が、海外よりの来訪者を国籍によって把握しており、それより深いレベル、すなわち、それぞれの国家を構成する民族やエスニック・グループにまでは、仮にその国が「民族籍」のような枠組みを持っていたとしても、降りていかないことに起因している。その限りで、行政レベルにおいても同じ枠組みを受け入れざるを得ないのは、致し方ないことであろう。しかしながら、文化を

国家と一体化させてとらえるのは、文化的多様性や民族性を否定することにほかならず、それは、日本が単一文化の国家であるととらえる以上に厄介な問題を招来してしまい、教育の現場より生まれてきた枠組みが持っていた本来の意図とは、大きく背反してしまうことになる。

「外国につながる子どもたち」が(当然、大人たちもそうなのだが)連なるとされる国家は、それ自体が、例外なく、多民族・多文化・多言語・多宗教国家なのである。一般的な意味合いで、国民文化を語ることはあり得るかもしれないが、個々の保護者と子どもたちは、固有の民族文化・言語文化、さらには、日本社会では見られないような法的枠組みと対応する宗教文化を背負っており、単純にひとつの指標に還元できるわけではない。それは、多言語多文化国家であるインドネシアにおいても、ベトナムにおいても同じである。国籍の向こうには、実に多様な文化背景を持つ人々が、存在しているのである。

また、その国籍についても、多重国籍を認定する国としない国では、大きな開きが見られる。国籍の決定において属人血統主義を取る日本と、属地主義を取り、なおかつ、多重国籍を認めている国家とのあいだには、単に制度上の懸隔のみならず、そこに暮らす人々の国籍をめぐる意識にも違いが見られよう。日本は、多重国籍を認めていないが、世界の国家のすべてがそうであるとは限らない(2)。国籍と文化を単純化して結びつけることは、多重国籍を持つ人々に対して、属性の単一化を迫ることになってしまう。

こうした単純化現象が生じるのは、子どもたちがつながっている国々に関する 確度の高い情報が、社会的に蓄積・共有されていないことに起因しているのだろ うが、そこにとどまっている限り、本来の目的は達成できない。

2 国籍の向こうにあるもの:インドを事例として

アジア・アフリカのみならず、欧米の諸国は、もとより多言語多文化地域なのだが、それが、実際にどのようなものであるのか、そして如何なる問題を内包しているのかを例を挙げつつ考えてみよう。事例として取り上げるのは、インドである。ここに示すような実態を正確に把握しないままに、「外国につながる子どもたち」とその保護者に、一国一文化一言語という姿勢で応対していくことは、

^{(2) &}quot;Multinationalism remains far from acceptance in Japan," the Japan Times, 4 January 2009.

時として、当事者にとって意味をなさないばかりか、抑圧的に機能してしまうの である。

現在、推定総人口12億人を抱えるインド共和国の連邦公用語は、デーヴァナーガリー文字で書かれたヒンディー語である。その言語を母語(第一言語)として話す人々の人口は、国民の41.03%を占めている。連邦公用語である以上、公教育の現場では、ほぼ全員に教授されており、多くの人が音声レベルでは理解できるとされる。それでも、60%近くの人々の母語は、別なのである。そこには、「母国語」という言い方が、意味をなさない世界が、厳然と存在しているのである。

さらに、識字という観点よりみると、問題はより複雑化してくる。インドの全国識字率は、65.38%である(男性75.85%、女性54.16%)。インドには、在来の文字体系として主要なものだけでも9(シンハラ文字、チベット文字を加えると11)、外来文字種で定着したもの2種(ローマ字、ペルシャ・アラビア文字)を加えると最低でも11もの文字が用いられている。インドは、多言語社会であるとともに、際立った多文字社会なのである。識字率は、文字種を問わない調査なのだが、共通の文字が社会に共有されているわけではないことは明らかであろう。ある人が、ある言語を話していたとしても、必ずしも識字能力を持っているとは限らないという状況が、抜きがたく存在していることになる。

つまり、ヒンディー語以外の言語を話す人は、音声レベルでヒンディー語を理解はできるかもしれないが、その筆記に使われる文字を読めないのが、ごく普通に目にされる現象なのである。さらに、その他にも、文字化されることなく音声レベルにおいてのみ使われる非文字言語が、話者人口1万人以上のものだけでも100も存在している。そうした人々は、多言語併用を自らに体現しない限り社会生活は送れないことになる。もちろん、このような多様性を持つ人々が、国際労働力移動の流れのなかで、日本にやってきて定着する可能性は、当座は大変低いのかもしれないが、欧米ではすでに生起していることは、忘れてはならない。こうした状況は、なにも、インドに限られたものではなく、インドネシアやフィリピンといった、多数の島嶼を抱える国家にも等しく見られる現象なのである。

さらに、公教育の場よりは排除されるものの、異文化理解では、しばしば、重要な要素となる宗教信仰を人口比でみると、ヒンドゥー教81.4%、イスラーム教12.4%、キリスト教2.3%、スィック教1.9%、仏教0.8%、ジャイナ教0.7%となっている。国勢調査の宗教帰属統計は、ヒンドゥー教であれ、イスラーム教であれ、宗派レベルの帰属までは表していないのだが、インド国籍の人といって

も、ヒンドゥー教徒であるとは限らないことだけは、理解できよう⁽³⁾。

また、2005年8月に成立した法律により、インド政府は、1950年の共和国成立以降に国外に出た移民とその子孫に対し、いくつかの制限を設けながらも海外市民権(Overseas Citizenship of India:OCI)を認めることになった⁽⁴⁾。さて、そうすると、「インド人」として括ることのできるのは、どのレベルとなるのであろうか。もとより多言語多文化国家のインドは、ますます、単純な国籍還元主義ではとらえられなくなってしまったのである。

3 まとめにかえて:多文化日本の社会政策構築に向けて

民族と文化の多様性を抱えた海外の国々では、それをどの程度に国制に反映させるのかについては、議論が積み重ねられてきたが、その道筋は、決して一様なものではなかった。同じような多民族多文化状況を抱えていたとしても、それが意識化され、制度化される過程は決して均質ではなく、結果として、制度面では国ごとに大きな差異が見られるようになってしまった。言い換えると、多文化状況は、決して自然状況として存在しているわけではなく、歴史的に、かつイデオロギーに基づき創出されるものなのである。

そうした事例は、いくつでも提示することができる。例えば、中華人民共和国やベトナムのように、国家が民族の存在を法的に認定する国家も存在しているが、そのことは、その国のなかに存在するのは、国家によって認定された民族集団のみだということを意味するものではない。

インド憲法においては、そうした民族属性の認知が前面に出ることはないが、 国家が現行 22 の言語を「諸言語」(断じて公用語にあらず)として憲法上特定する枠組みが存在するほか、被差別民と固有文化を持つとされ「トライブ」と分類

⁽³⁾ 本節で挙げた統計数値は、すべて2001年国勢調査の結果である。出典は、以下の通り。Census of India 2001, paper 1 of 2007: Language (New Delhi: Office of the Registrar General of India, 2008), Census of India 2001, the first report on religion data (New Delhi: the Registrar General & Census Commissioner of India, 2004).

⁽⁴⁾ これは、インド憲法の規定によりインド国民が享受する政治的権利と公務雇用までを認めるものではなく、もっぱら、出入国と在留・経済活動・就学などの分野における便宜供与の認知に限られる。詳しくは、インド政府海外在住インド人問題担当省(Ministry of Overseas Indian Affairs)のホームページ参照(http://moia.gov.in/)のこと



政策コースでコメントする筆者

なる。

ヨーロッパでは、フランスのように、公的空間より宗教シンボルを徹底的に排除しようとする国家もあれば、公的空間よりの排除をある程度は共有しつつも、各コミュニティーの独自性を容認することで、単一文化性を強力に持った多数のコミュニティーが並存する社会となってしまったとされるイギリスにいたるまで、懸隔は大きい。

多くの移民を受け入れつつも、アメリカやフランスには、建国の理念と一体となった参照価値があり、公的な場面でしばしばそれが確認されていく。そうした社会に生きる人々が、画然とした参照価値を持たないとされる日本社会に移動してきたとき、何を体験することになるのであろうか。

曖昧さは、時に受容的に働く場合もあるが、一方で抑圧的に機能することもある。後者の例として挙げられるのが、日本の法制上の言語規定である。日本国憲法は、公用語規定を持たない、ある意味、世界では珍しい憲法である。そうであるにも拘わらず、日本語があたかも既定の公用語であるかのごとく扱われており、そのこと自体が疑われることもなかった。それが、在留特別許可を持つ人々にとって、抑圧的に機能したことは、いくつもの研究や報告が伝えるところである。10年ほど前、「英語を第二公用語に」という議論が立ち現れてきたことがあったが、そもそも、そこでは、日本語が公用語として規定されているという前提が疑いもなく共有されていたし、権利義務の関係で機能する公用語というものの意味が、理解されてもいなかったのだった。こうした無邪気なまでの曖昧さは、日本

語を共有しない人々にとっては、どのように映るのかは考える必要があろう。

多様な民族集団やエスニック・グループ、マイノリティー集団、あるいは、それらの人々が抱える文化指標が同一平面上に配置され、必ずしも、同等の権能の行使を可能とされているわけではないことは、厳然たる事実である。そこには、しばしば、差別や排除や抑圧、さらには、より生々しい衝突と対立が存在している場合がある。そうした社会経験を経て日本に渡ってくる人々も存在するのである。そこに目を向けないとしたら、「多文化共生」は、絵に描いたもちに等しくなる。

その上で、日本社会が文化の多様性をどの程度まで多元的に認めていくのかという議論、すなわち、日本は、どのような枠組みに立脚した社会を構築するのかという論議を形成していく必要があろう。おそらくそこでは、多文化の存在を多元的に承認すべきだという立場、多文化性のすべてを無制限無条件に認めるべきではないという立場、公的空間と私的空間を分けて論じる古典的な立場、さらには、表層的に多文化性を取り上げ、制度の実体には反映させまいとする立場など、多様な立論が展開されるであろう。その際、国家への帰属によっては判断され得ない多文化性の実態に対するより良好な理解と、情報の共有を図ることが、最大の課題であるように思う。

日本に国家レベルで、移民政策あるいは、多言語多文化の存在を前提とした社会政策が存在するのかについては、議論の余地が多々残されていよう。現場と高次元の政策決定を断絶的にとらえるのではなく、また、法の運用と現場で日々生起している問題を対立的にではなく、相補的に解決していく道を探るには、いくつかの予備作業が必要となる。本稿で示したのは、その一端である。

藤井 毅 (ふじい・たけし)

東京外国語大学卒業。インド、デリー大学人文系大学院修士課程、東外大大学院修士課程修 了。インド近現代史専攻。近年は、インド社会論、南アジアの言語問題、海外在住インド人、 近現代日印関係史を研究対象としている。「多言語社会研究会」会員。『ことばと社会』編集委 員。